

令和4年5月23日

## 会社法第782条第1項に規定する事前備置書類

東京都港区港南二丁目16番1号  
株式会社マクロミル  
代表執行役 佐々木 徹

当社は、令和4年7月1日を効力発生日として、株式会社SOUTH（住所：東京都港区港南二丁目16番1号品川イーストワンタワー7階、代表取締役：結田康太。以下「吸収分割承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社、当社を吸収分割会社として、当社のDMP（データマネジメントプラットフォーム）事業に関して有する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本分割」といいます。）をすることにいたしました。

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条の規定により、当社本店に備え置くこととされている吸収分割契約の内容その他法務省令で定める事項は、下記のとおりです。

### 記

#### 1. 吸収分割契約の内容（会社法第782条第1項第2号）

別紙1のとおりです。

#### 2. 会社法第758条第4号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第183条第1号イ）

吸収分割承継会社は、本分割に際して、その保有する自己株式2,450株を当社に割当交付いたします。当社に交付される株式の数につきましては、本分割後において保有する事になる株式数の公平性、妥当性を確保するため、当社が吸収分割承継会社へ承継させる事業の価値、承継させる資産や負債等に関し、両者間で慎重に協議を重ね、類似上場会社比較法による価値算定を行った上で、本分割により承継される権利義務の対価に見合うものとして合意いたしましたので、相当であると判断しております。なお、当社は本分割について、第三者算定機関から算定書を取得しておりません。

また、本分割による吸収分割承継会社の資本金及び準備金の増加額は、本分割後の吸収分割承継会社における機動的な資本政策を考慮し、会社計算規則に基づき決定したものであり、相当であると判断しております。

**3. 会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 183 条第 3 号）**

会社法第 758 条第 5 号及び第 6 号に掲げる事項についての定めはないため、該当事項はございません。

**4. 吸収分割承継会社についての次に掲げる事項**

- (1) 吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号イ）

別紙 2 のとおりです。

- (2) 吸収分割承継会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等（会社法施行規則第 183 条第 4 号ロ）

該当事項はございません。

- (3) 吸収分割承継会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 4 号ハ）

該当事項はございません。

**5. 当会社についての次に掲げる事項**

当会社について、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 183 条第 5 号イ）

該当事項はございません。

**6. 吸収分割が効力を生ずる日以後における当会社及び吸収分割承継会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 183 条第 6 号）**

- (1) 当会社の債務の履行の見込みについて

当社の本分割後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後の当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在までのところ予測されておりません。従いまして、本分割の効力発生日以後における当社が負担すべき債務の履行の見込みはあると判断しております。

(2) 吸収分割承継会社が承継する債務の履行の見込みについて

吸収分割承継会社の本分割後の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。

また、本分割後の吸収分割承継会社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在までのところ予測されておりません。従いまして、本分割の効力発生日以後における吸収分割承継会社が承継する債務につき、履行の見込みはあると判断しております。

以 上

吸収分割契約の内容

## 吸収分割契約書



株式会社マクロミル（以下「甲」という。）及び株式会社 SOUTH（以下「乙」という。）は、次のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割の方法により、甲が営む DMP（データマネジメントプラットフォーム）事業（以下、総称して「本件事業」という。）に関して有する権利義務の全部を、吸収分割の方法により乙に承継させる（以下「本分割」という。）。

### 第2条（甲及び乙の商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

甲：株式会社マクロミル

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号

乙：株式会社 SOUTH

東京都港区港南二丁目 16 番 1 号品川イーストワンタワー7階

### 第3条（乙が本分割により承継する資産、債務、雇用契約その他の権利義務）

1. 乙は、本分割により、甲から、別紙「承継権利義務明細表」に記載する資産、債務、雇用契約その他の権利義務を承継する。
2. 前項に基づく甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法によるものとする。

### 第4条（乙が本分割に際して交付する金銭等）

乙は、本分割に際して、甲に対し、乙が保有する自己株式 2,450 株を、本分割により承継する権利義務に代えて、甲に割当交付する。

### 第5条（乙の資本金及び準備金の額に関する事項）

乙が本件吸収分割により増加する資本金、資本準備金及びその他資本剰余金の額は、次のとおりとする。

(1) 資本金 2,450,000 円

(2) その他資本剰余金 会社計算規則第 37 条による算出される額

### 第6条（本分割の効力発生日）

本分割は、令和 4 年 7 月 1 日（以下「効力発生日」という。）の午前 0 時に効力を生じるものとする。但し、本分割の手續の進行に応じ必要があるときは、会社法第 790 条の定めるところに従い、甲乙協議の上これを変更することができる。

### 第7条（移転手續）

乙が承継する権利義務の移転に関して、登記、登録、通知等の手續が必要となるものについては、甲乙協力してその手續を行うものとする。

第8条 (分割承認株主総会)

1. 甲は、会社法第784条第2項の規定により、本契約及び本分割について株主総会の決議による承認を受けることなく、本分割を行う。
2. 乙は、会社法第795条第1項の規定により、本契約及び本分割について株主総会の決議による承認を受ける。

第9条 (善管注意義務)

甲及び乙は、本契約の締結後、本分割の効力発生日までの間において、それぞれ善良なる管理者の注意をもってその業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響を及ぼす行為については、予め甲乙協議の上、これを行うものとする。

第10条 (本契約の変更又は解除)

本契約締結日から効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重要な変動が生じた場合、本分割の実行に重大な支障となる事態が生じた場合、その他本契約の目的の達成が困難となった場合には、甲乙協議の上、本契約を変更又は解除することができるものとする。

第11条 (本契約の効力)

本契約は、本分割の実行のために必要な関係官庁からの認可・許可・登録・承認等が得られなかったときは、その効力を失う。

第12条 (規定外事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に関して必要な事項については、本契約の趣旨に従って甲乙協議の上、これを適宜決定するものとする。

本契約成立の証として、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年5月12日

甲：東京都港区港南二丁目16番1号  
株式会社マクロミル  
代表執行役 佐々木 徹



乙：東京都港区港南二丁目16番1号  
品川イーストワンタワー7階  
株式会社SOUTH  
代表取締役 結田 康太



## 承継権利義務明細表

本分割により乙が甲より承継する権利義務は、以下のとおりとする。

### 1. 承継する資産及び負債

#### (1) 流動資産

本件事業に属する売掛債権、貯蔵品、前払費用及びその他の流動資産

#### (2) 固定資産

本件事業に属する固定資産

#### (3) 投資その他の資産

本件事業に属する投資その他の資産

#### (4) 流動負債

本件事業に属する流動負債

#### (5) 固定負債

本件事業に属する固定負債

### 2. 承継する雇用契約

該当なし

### 3. 承継するその他の権利義務など

#### (1) 雇用契約以外の契約

本件事業に関する業務委託契約、賃貸借契約、リース契約その他本件事業に関する一切の契約上の地位及びこれらの契約に基づいて発生した一切の権利義務

#### (2) 知的財産権

商標登録番号 第 6515745 号「DX buddy」

以上

吸収分割承継会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容  
(会社法施行規則第 183 条第 4 号イ)

## 第2期事業報告

(令和3年3月1日から令和4年2月28日まで)

### I 会社の現況に関する事項

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当事業年度の売上は、212,736千円、売上総利益は160,605千円、営業利益は27,992千円、当期純利益は30,959千円となりました。

##### (2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

##### (3) 資金調達の状況

令和3年9月、西武信用金庫1,000万円借入

令和3年9月、日本政策金融公庫1,000万円借入

令和3年10月、西武信用金庫2,000万円借入

令和4年2月、みずほ銀行2,000万円借入

##### (4) 重要な組織再編等の状況

該当事項はありません。

#### 2. 当事業年度の財産及び損益の状況

区分	第2期(令和4年2月期)
売上高	212,736千円
当期純利益	30,959千円
1株当たり当期純利益	1,145円00銭
総資産	156,473千円
純資産	74,694千円

※ △はマイナスを表示しております。

#### 3. 重要な親会社及び子会社の状況

##### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

##### (2) 子会社の状況

該当事項はありません。

#### 4. 主要な事業内容（令和4年2月28日現在）

当社は、事業・マーケティングに関する企画・業務代行、マーケティングプロモーションの企画及び制作進行、セールスプロモーションの企画、ブランディング、経営戦略及び組織マネジメント、及び、これらに関するコンサルティングを主要な事業として行っております。

#### 5. 主要な営業所及び使用人の状況（令和4年2月28日現在）

##### (1) 主要な営業所

営業所等	所在地
本社	東京都港区

##### (2) 使用人の状況

区分	人数
従業員	5人

(注) 従業員数には、株式会社マクロミルからの出向者を含みません。なお、パート及びアルバイトは含んでおりません。

## II 株式の状況（令和4年2月28日現在）

1. 発行可能株式総数 5億株

2. 発行済株式の総数 10万株

3. 株主数 2名

#### 4. 株主

株主名	持株数	持分比率
結田康太	500株	50%
勅使川原晃司	500株	50%

※自己株式 99,000株は上記に含まれておりません。

#### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## III 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### IV 会社役員に関する事項

##### 1. 取締役及び監査役の状況（令和4年2月28日現在）

会社における地位	氏名
代表取締役	結田康太
取締役	勅使川原晃司

##### 2. 事業年度中に退任した取締役及び監査役

取締役 徐英範 令和3年6月22日辞任

#### V 業務の適正を確保するための体制

該当事項はありません。

#### VI 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

#### VII 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

---

本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 第2期事業報告 付属明細書

(令和3年3月1日から令和4年2月28日まで)

### I その他事業報告の内容を補足する重要な事項

該当事項はありません。

# 決算報告書

第 2 期

自 令和3年 03月01日

至 令和4年 02月28日

株式会社 S O U T H

東京都港区港南二丁目 1 6 番 1 号品川イーストワンタワー 7 階

# 貸借対照表

令和4年02月28日 現在

株式会社 S O U T H

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	147,913,365	【流動負債】	32,984,039
現金及び預金	72,163,736	買掛金	11,101,200
売掛金	60,110,854	短期借入金	3,332,000
貸倒引当金(売)	-360,665	役員借入金	1,018,877
前払費用	1,428,640	未払金	210,132
未収還付法人税等	14,570,800	未払費用	3,474,790
【固定資産】	8,559,641	未払法人税等	35,000
有形固定資産	359,540	未払消費税等	10,636,700
一括償却資産	359,540	預り金	3,175,340
無形固定資産	3,043,334	【固定負債】	48,794,000
ソフトウェア	3,043,334	長期借入金	48,794,000
投資その他の資産	5,156,767	負債の部合計	81,778,039
出資金	10,000	純資産の部	
敷金	3,706,800	【株主資本】	74,694,967
差入保証金	448,800	資本金	1,000,000
長期前払費用	991,167	利益剰余金	102,694,967
		その他利益剰余金	102,694,967
		繰越利益剰余金	102,694,967
		自己株式	-29,000,000
		純資産の部合計	74,694,967
資産の部合計	156,473,006	負債及び純資産の部合計	156,473,006

# 損益計算書

令和3年03月01日 ~ 令和4年02月28日

株式会社SOUTH

(単位：円)

科目	金額	
【売上高】		
売上高	212,736,225	
売上高計		212,736,225
【売上原価】		
当期商品仕入高	52,130,598	
売上原価計		52,130,598
売上総利益		160,605,627
【販売管理費】		
販売管理費計		132,613,569
営業利益		27,992,058
【営業外収益】		
受取利息	313	
雑収入	9,620,982	
営業外収益計		9,621,295
【営業外費用】		
支払利息	232,711	
営業外費用計		232,711
経常利益		37,380,642
【特別利益】		
貸倒引当金戻入額	267,924	
特別利益計		267,924
税引前当期純利益		37,648,566
【法人税等】		
法人税等	6,688,847	
法人税等計		6,688,847
当期純利益		30,959,719

# 販売費及び一般管理費内訳書

令和3年03月01日 ～ 令和4年02月28日

株式会社 S O U T H

(単位： 円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	53,534,000
給 料 手 当	32,739,531
賞 与	100,000
法 定 福 利 費	7,706,646
福 利 厚 生 費	100,148
採 用 教 育 費	6,475,000
外 注 費	1,822,215
荷 造 運 賃	16,193
接 待 交 際 費	2,152,973
会 議 費	293,223
旅 費 交 通 費	2,704,169
通 信 費	177,837
消 耗 品 費	887,195
修 繕 費	165,269
新 聞 図 書 費	124,676
諸 会 費	131,500
支 払 手 数 料	3,561,860
車 両 費	389,545
地 代 家 賃	15,189,507
賃 借 料	1,050,000
保 険 料	103,200
租 税 公 課	58,300
支 払 報 酬 料	2,426,500
減 価 償 却 費	456,436
長 期 前 払 費 用 償 却	247,646
販 売 管 理 費 計	132,613,569

# 株主資本等変動計算書

令和3年03月01日 ~ 令和4年02月28日

株式会社SOUTH

(単位：円)

## 【株主資本】

資 本 金	当期首残高	1,000,000
	当期末残高	<u>1,000,000</u>
利 益 剰 余 金		
その 他 利 益 剰 余 金		
繰 越 利 益 剰 余 金	当期首残高	71,735,248
	当期変動額 当期純利益	<u>30,959,719</u>
	当期末残高	<u>102,694,967</u>
利 益 剰 余 金 合 計	当期首残高	71,735,248
	当期変動額	<u>30,959,719</u>
	当期末残高	<u>102,694,967</u>
自 己 株 式	当期首残高	0
	当期変動額 自己株式の取得	<u>-29,000,000</u>
	当期末残高	<u>-29,000,000</u>
株 主 資 本 合 計	当期首残高	72,735,248
	当期変動額	<u>1,959,719</u>
	当期末残高	<u>74,694,967</u>
純 資 産 の 部 合 計	当期首残高	72,735,248
	当期変動額	<u>1,959,719</u>
	当期末残高	<u>74,694,967</u>